

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月24日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 鈴木幸一
関与社員

代表社員 公認会計士 大田原吉隆
関与社員

関与社員 公認会計士 鈴木一夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成15年8月5日付でミノルタ株式会社と株式交換を行い同社を完全子会社とし、同日、完全子会社である同社と合併契約書を締結し、平成15年10月1日をもって同社が各事業を会社分割した後、同社と合併（簡易合併）した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。